

<参考>

出張所の加算届出について

出張所の加算の届出は、(1)事業所単位で届出するものと、(2)主たる事業所と出張所のそれぞれで届出するものがある。

加算届の提出時期は、出張所単位で届出する加算においても、適用月の前月 15 日(同日が土・日曜日・祝日の場合は、その翌開庁日)の営業時間内までに届出が必要となる。

(1)事業所単位で届出するもの	(2)主たる事業所と出張所のそれぞれで届出するもの
<ul style="list-style-type: none">・事業所の規模区分・感染症や災害の発生に伴う利用者減への対応・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算	<ul style="list-style-type: none">・時間延長サービス体制加算・入浴介助加算・中重度者ケア体制加算・生活機能向上連携加算・個別機能訓練加算・ADL 維持等加算(申出)の有無・認知症加算・若年性認知症利用者受入加算・栄養改善加算・栄養アセスメント加算・口腔機能向上加算・科学的介護推進体制加算・生活機能向上グループ活動加算・運動機能向上体制・事業所評価加算[申出]の有無・生活相談員配置等加算(共生型のみ)